

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の検討の概要

前回までの検討事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）（以下「実務指針」という。）について、ASBJに移管すべく審議を行っている。
2. 実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性に関する事項については、他の実務指針に先行して開発し、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）を公表した。なお、回収可能性適用指針については、早期適用した企業における早期適用した事業年度の翌年度に係る四半期財務諸表に対応する比較情報の取扱いについて、公表時に当委員会が意図していたことを確認するための改正を平成 28 年 3 月 24 日に行った。
3. また、税効果会計に適用する税率に関する事項については、平成 28 年 3 月 14 日に企業会計基準適用指針第 27 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表した。
4. 第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回専門委員会以降、監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を除いた 5 本の実務指針¹の移管をすすめている。

このうち、第 35 回・第 36 回専門委員会（2016 年 6 月 10 日・2016 年 6 月 28 日）では、今後の検討対象とされている実務指針のうち、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）について、仮に「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準（案）」という。）として移管する場合の審議を行った。

また、早急に対応すべきものとして検討を進める論点の検討状況は、以下のとおりである。

¹ 今後の検討対象とされる 5 本の実務指針とは、以下である。

- ・会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」
- ・監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」

審議事項(4)-1

早急に対応すべき論点	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 開示	第329回(2016年2月10日) 第330回(2016年2月24日) 第332回(2016年3月23日) 第334回(2016年4月21日)	第30回(2016年2月4日) 第31回(2016年2月22日) 第32回(2016年3月7日) 第33回(2016年4月15日)
(2) 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性	—	第33回(2016年4月15日) 第36回(2016年6月28日)
(3) 繰延税金負債の支払可能性	第337回(2016年5月31日)	第34回(2016年5月12日) 第36回(2016年6月28日)
(4) 子会社の留保利益に係る税効果(連結税効果実務指針における定めとの整合性)	同上	同上
(5) 関連会社の留保利益等に係る税効果	同上	同上
(6) 未実現損益の消去に係る税効果(繰延法か資産負債法か)	第338回(2016年6月16日)	第34回(2016年5月12日) 第36回(2016年6月28日)

本日の審議事項

5. 本日は、監査保証実務指針第63号について、仮に法人税等会計基準(案)として移管する場合の検討課題の審議を行う(審議事項(4)-2、審議事項(4)-3、審議事項(4)-3参考資料)。

なお、前回の専門委員会で聞かれた意見を審議事項(4)-4に記載している。

以上